

次のとおり公募に付する。

令和6年4月24日
岩手県知事 達 増 拓 也

1 公募に付する事項

令和6年度空き家対策推進業務委託 一式

2 応募要件に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 参加意思確認書の提出の日から契約予定人を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 岩手県県税条例（昭和29年条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 空き家に関する利活用及び住民からのニーズ等に対して幅広い知識を有し、下記3の仕様書に記載する業務内容を確実に実施できる者であること。
- (7) 過去に、県内における空き家に関する業務について、受託者として適正に執行した実績を有し、かつ、当該業務の適正な執行に必要な組織体制を有していること。
- (8) 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、機材等について十分な管理能力を有していること。

3 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

4 委託料の上限額

860千円（税込）

5 参加意思確認書の提出期限

- (1) 提出期限
令和6年5月15日（水）16時00分必着
- (2) 提出場所
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（岩手県庁8階）
岩手県県土整備部建築住宅課（建築指導担当）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

(4) 参加意思確認書

別紙様式

5 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者のときは、契約予定人として決定する。

6 応募要件の無効

要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

7 その他

(1) この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続である。

(2) 要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争へ移行する。

なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争の参加者とすることができる。

(3) 次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることができる。

ア 応募者に要件を満たす者がいないとき

イ 応募者がいないとき